

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長

### ペストに係る注意喚起について（情報提供）

日ごろから、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、マダガスカル共和国の都市部を含む複数の地域において、「肺ペスト」が発生していることを受け、厚生労働省結核感染症課から通知がありましたのでお知らせします。

マダガスカル共和国はペストの常在国であり、腺ペストはほぼ毎年報告されています。しかし今回、首都（アンタナナリボ）やその周辺の人口が密集する都市部でヒトーヒト感染による肺ペストが流行し、8月以降9月末までに70人以上の患者（死亡者17人を含む）が報告されています。

つきましては、マダガスカル共和国からの入国者で、ペストを疑う症状のある患者を診察した際の対応について、貴会会員の皆様への周知をお願いいたします。

#### 1 疑い患者への対応

マダガスカル共和国からの入国者で、ペストが疑われる患者を診察した時、もしくは電話での問い合わせがあった場合には、下記連絡先までご連絡ください。

【連絡先】横浜市保健所 健康安全課 健康危機管理担当  
電話：6 7 1－2 4 6 3（平日8:30～17:15）  
6 6 4－7 2 9 3（上記時間外：緊急通報ダイヤル）

- \* 移送や受診等については、一類感染症患者として保健所が対応します。
- \* 感染症法に基づき保健所長が第一種感染症指定医療機関である横浜市民病院へ入院勧告を行います。
- \* 電話での相談があった場合は、患者に自宅待機を要請してください。
- \* 移送までの間、患者は、他の者との接触をできる限り避けて待機をお願いします。

#### 2 診察時の感染対策の徹底

腺ペストは主にノミの刺咬により感染しますが、肺ペストは飛沫を介してヒトからヒトへ伝播します。本疾患が疑われる患者の診察時には標準予防策を基本とした感染対策の徹底をお願いします。

#### 【添付資料】

- ・ペストに係る注意喚起について  
（平成29年10月4日 健感発1004第10号 厚生労働省結核感染症課通知）

#### 【参考資料】

- ・ペストの発生報告ーマダガスカル（FORTH 厚生労働省検疫所 新着情報）  
<http://www.forth.go.jp/topics/fragment1.html>
- ・ペストの定義（横浜市感染症情報センター 届出基準）  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/eiken/idsc/infection/todoke.html>
- ・ペストについて（国立感染症研究所）  
<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/514-plague.html>

【担当】横浜市保健所 健康安全課健康危機管理担当  
電話：6 7 1－2 4 6 3

健感発 1004 第 10 号  
平成 29 年 10 月 4 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長  
（ 公 印 省 略 ）

#### ペストに係る注意喚起について

世界保健機関（WHO）より、マダガスカル共和国の都心部を含む複数の地域において肺ペストが発生していると発表されましたので、お知らせします。

現在、WHOのチームが技術指導やサーベイランス補助などの現地活動を行っています。

マダガスカル共和国から帰国し、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。

各自治体におかれましては、貴管内医療機関に対して、マダガスカル共和国からの入国者については肺ペストを念頭においた診療を行うよう情報提供をお願いします。また、貴管内で肺ペストを含めた一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。